

とっとりけんしりつちゅうがっこうしゅうがくしえんきん
鳥取県私立中学校就学支援金

担当：鳥取県 子ども家庭部 総合教育推進課
電話：(0857) 26-7824

- 鳥取県内にある私立中学校に在学する方を対象に、就学支援金が支給(学校が代理受領)されます。(返済不要)
- 各私立中学校において、受領した支援金を授業料等に充当することで、家庭の教育費負担を軽減し、多様な教育を受ける機会の確保を図ります。

【受給資格】

- ・県内の私立中学校に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。
(生徒の保護者(※1)の所得に応じ、支給額や対象経費が異なります。)
- ・**計算式による保護者の合算額が、30万4,200円以上(※2)**の場合(年収目安910万円以上の方(※2))は、支給されません。
 - ※1 支給対象の判断は、原則として保護者(親権を行う者)の税額を基準として判断します。
 - ※2 4人家族(両親・子供2人)の場合の目安です。家族の人数などによって年収目安は変わります。

<支給額について>

【授業料分】

○次の計算式(保護者の合計額)により判定

$$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$$

※ 政令指定都市の場合は、
「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

この計算式による算出額が

154,500円よりも少ない場合
(年収目安590万円未満)



支給上限額：33,000円/月

154,500円以上209,700円未満の場合
(年収目安590万円以上700万円未満)



支給上限額：19,800円/月

209,700円以上263,700円未満の場合
(年収目安700万円以上800万円未満)



支給上限額：14,850円/月

263,700円以上304,200円未満の場合
(年収目安800万円以上910万円未満)



支給上限額：9,900円/月

【その他の納付金分】(授業料と同様に毎月納付を要するもの、又は月額が決まっているもの)

生活保護受給世帯



支給額 5,500円/月
又は各校で定める額のいずれか低い額

住民税非課税世帯



支給額 2,750円/月
又は各校で定める額のいずれか低い額

【手続きに必要な書類】

① 「受給資格認定申請書」

学校から配布された様式に、必要事項を記入し、学校へ提出してください。

(期限は、各学校から指定があります。)

② 保護者全員の課税証明書等

表面を参考にご準備の上、①の申請書に添付してください。

※ 生活保護世帯の方は、生徒と保護者の方が生活保護の対象となっている旨の記載がある生活保護受給証明書等

(保護者の変更による支援金額の変更について)

保護者の婚姻等により、保護者の変更があった場合は、新たに保護者となる方の課税証明書を提出してください。

(既に課税証明書を提出している保護者の課税証明書については改めての提出は必要ありません。)

これにより、支援金支給の要件を満たさなくなった場合は、保護者の変更のあった月の翌月分(保護者の変更が月の初日である場合は当該月分)から支援金支給対象外となりますので注意してください。

保護者の離婚等により、保護者の変更があり、支援金支給の要件を満たすこととなった場合は、受給資格認定申請書及び保護者の所得課税証明書を提出してください。

なお、支援金の支給は、受給資格認定申請書の提出のあった月の翌月分(申請書の提出が月の初日である場合は当該月分)から開始となります。

<保護者について>

支給の対象となるかどうかについては、原則として保護者(親権を行う者)の市町村民税の税額により判定します。

生徒に保護者がいない場合には、生徒本人の税額又は生徒が「主として他の者の収入により生計を維持している場合」にはその者の税額により判定します。

なお、親権者が、生徒の就学に要する経費の負担が困難であると認められる場合には、この制度の適用においては、その者は保護者には含まれません。

誰の税額で判断をするか分からない場合や個別の事情がある場合等については、学校にご相談ください。

参考：判定基準別の支給イメージ

